

スポーツ少年団登録システム 年度更新マニュアル

1 登録手順

- ①日本スポーツ少年団から、システムに登録されている各単位団の代表メールアドレスにアカウント発行メールが届く（3月29日(金)の予定）

※代表メールアドレスに変更がある場合は、事前に変更作業を行ってください

- ②メールに記載されているURLからパスワードを再設定し、システムへログイン
- ③ログイン後、トップ画面より基本情報・活動内容の登録後、メンバーを登録

2 令和6年度登録システムについて

(1) 登録期間（岐阜市）

令和6年4月1日（月）～令和6年6月30日（日）

※令和6年7月1日以降は追加登録用紙・登録料を市民スポーツ課へ持参

(2) ログイン後の登録手続き ※詳細は、ログインページに掲載のマニュアルを参照

①単位団の基本情報・活動内容の登録

②メンバー登録

○新規に登録される団員及び指導者、役員、スタッフの登録

○継続される団員及び指導者、役員、スタッフの登録

○退団された団員及び指導者、役員、スタッフの登録

※令和5年度に追加登録された方でシステムにデータがない方は、別途入力が必要

③入力完了・登録申請

(3) 「指導者」登録について

○JSP0 公認スポーツ指導者資格等を持っている方は「指導者」として登録が可能

※ただし、「指導者」登録にはJSP0公認指導者資格番号が必要です

○令和5年度のスタートコーチ養成講習会修了者は、「指導者」として登録が可能

※ただし、「指導者」登録には受講者ID が必要です

○上記に該当しない方は、「役員」または「スタッフ」としての登録となります

→JSP0公認指導者資格や受講者ID は指導者マイページでご確認ください

指導者マイページ <https://my.japan-sports.or.jp/login>

※令和5年度末をもって旧認定員資格の移行期間が終了するため、資格移行手続きを行っていない場合、令和6年度は役員・スタッフでの登録となります。

令和7年度以降に指導者として登録を希望される場合は、指導者マイページから各自で移行手続きを行ってください。

(4) その他

- ・未就学児を含めスポーツ少年団活動に参加する団員及び指導者、役員、スタッフは登録をお願いします

